

令和6年度伊江村移住定住ガイドのデザイン制作請負業務に係る企画提案  
(公募型プロポーザル方式) 実施要領

次のとおり募集いたします。

1. 業務概要

- (1) 業務名：伊江村移住定住ガイド デザイン制作請負業務
- (2) 業務内容：伊江村移住定住ガイド デザイン制作請負業務仕様を参照（後項）
- (3) 業務期間：契約日より令和6年9月13日までの期間

2. 業務に要する費用の上限（予算額）

650,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約額や予定価格を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意し、提案にあたっては上記金額を超えないものとする。

また、提案金額は評価の対象となることに留意すること。

3. 提案資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、委託業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者を対象とする。

- (1) 仕様書にある業務実績がある、若しくはそれに類する事業に従事し、デザイン制作の実績を有するもの。
- (2) 沖縄県内に本店又は支店、営業所等を有している者、また打合せ等に常時参加できる体制を取れる者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の許可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。

4. 本企画提案のスケジュールは概ね次のとおりとする

項目	日程
公表（村ホームページにて）	令和6年6月19日（水）
プロポーザル参加表明書 要領及び仕様書に対する質問書の提出期限	令和6年6月28日（金） 午後5時まで
提案書等の提出期限	令和6年7月8日（月） 午後5時まで
提案書・デザイン案の審査	令和6年7月11日（木）

審査結果の通知及び公表	令和6年7月12日（金） 選定後、速やかに通知
契約締結	令和6年7月16日（火）

※日付は予定のため変更の場合があります。

## 5. プロポーザルの手続き

このプロポーザルの手続きは、次の通りです。

### (1) 提案に関する質問の受付

【提出期限】 令和6年6月28日（金）午後5時まで

【提出書類】 任意様式(業者名、担当者氏名、連絡先を明記)

【提出方法】 電子メールのみ

表題は、「伊江村移住定住ガイドデザイン制作請負業務に関する質問」とし、下記アドレスへ送信してください。

E-Mail アドレス：ieiju-c@iejima.org

### (2) 参加表明

【提出期限】 令和6年6月28日（金）午後5時まで必着

【添付書類】 プロポーザル参加表明書（様式1）

【提出方法】 PDF を電子メールにて提出。

### (3) 提案資格確認の通知：(2) 参加表明を受付後、速やかに通知する。

参加表明者に対し、提案資格確認結果通知書(様式2号)を通知

### (4) 企画提案書の提出

【提出期限】 令和6年7月8日（月）午後5時まで必着

【様式等】 1.提案書（様式5）に併せて、下記のデザイン提案を作成する。

2.デザイン及び色等について、特にターゲットとする20~40代の子育て世帯向けのわかりやすいデザイン・移住するためのポイントやノウハウを伝える表現する内容とする

#### 3.提案書の内容

・サイズ：A5 縦

・表紙と見開き2ページの計3ページのデザインで 1種類のみ

<表紙>

・表紙の内容は伊江島の生活をイメージした写真やイラストを想定。

・写真については「企画提案資料」の写真①を使用する。

・タイトル名は「おきなわ伊江島ぐらし・移住定住サポート」とし、デザインは「仕様書」の通りとする。

<ページ2・3見開き>

・伊江島の8つの行政区（東江上・東江前・阿良・西江上・西江前・

川平・真謝・西崎)の紹介と地域の行事・活動の魅力を紹介。詳細なライティングやイラスト等はイメージで可。

- ・写真は「企画提案資料」のデータ②から選択し使用する。
- ・文章の縦書き・横書きは問わない。

【提出場所】 (2) 参加表明、と同じ

(5) 提案書・デザイン案の審査日程及び場所

日時：令和6年7月11日(木) 予定

場所：伊江村役場 小会議室

(6) 審査・審査結果通知・契約

- ・評価観点：別表「伊江村移住定住ガイド デザイン制作請負業務プロポーザル評価採点に関する規定」参照
- ・審査結果の通知：審査結果は委託業者の特定後、提案者全員にプロポーザル審査結果通知書(様式4号)を発送する。
- ・審査結果の公表：審査の結果は、スケジュールに定めた日を目途に、村ホームページで公表する。
- ・契約の手続き：契約予定者は、伊江村が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結する。

(7) その他

詳細は、伊江村プロポーザル方式実施要綱等による。

## 6. 著作権

受託者は、請負業務等で使用された画像等全ての著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を、納品物の引き渡し時に村に無償で譲渡するものとする。また、本請負業務実施にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理すること。

## 7. その他留意事項

- (1) 書類作成に要する費用は、提案者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。
- (2) 提出書類、選定内容、選定経過については公表しない。ただし、伊江村情報公開及び個人情報保護に関する条例に基づき公開する場合があります。
- (3) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。

【問合せ先】 〒905-0503 沖縄県国頭郡伊江村字東江前 38

伊江村役場 企画課 (担当：山城 柴田)

TEL 0980-49-5812 FAX 0980-49-5601 E-Mail : [iejju-c@iejima.org](mailto:iejju-c@iejima.org)

## 8. 伊江村移住定住ガイドのデザイン制作請負業務の仕様

(この仕様書では、伊江村役場を「甲」制作請負業者を「乙」とする。)

- (1) 業務名 : 令和6年度 伊江村移住定住ガイド制作請負業務
- (2) 業務期間: 契約締結の日から 60 日 (令和6年9月13日が目途)
- (3) 目的 : 伊江村として必要な移住してほしい人財となる移住者に島の暮らしを理解してもらう情報をまとめた指南書を制作すること。  
ターゲットとする 20~40 代の子育て世代に分かりやすく情報を伝えるためのデザインやノウハウが分かる業者へ委託し制作することが望ましいと考えられることから公募式プロポーサル方式で業者選定を 실시、提案内容や表現技術を審査することで本業務を遂行できる業者を選定する。
- (4) 予算に関する要件  
本業務に係る予算は 650,000 円以下 (消費税及び地方消費税を含む) であり、この範囲内で業務目的を達成するために効率的かつ効果的な企画とデザイン制作の提案を行うこと。  
ただし当該予算は企画提案のために設定した金額であり契約金額ではない。
- (5) 契約金額の支払い方法  
納品後 1 か月以内に受託者の指定する口座へ支払う。
- (6) 主催及び担当部署 (データ提出先)  
伊江村役場企画課 担当: 山城隆二・柴田滋子
- (7) 業務の内容  
名称: 伊江村移住定住ガイド (データ)  
規格: A5 サイズ仕上がり 16 頁 (表紙、裏表紙 P+本文 14P) 4 色  
費用に含まれるもの
  - ・企画編集・デザイン・写真撮影 (新たに取材し撮影したものを採用すること・イラスト制作・ライティング (取材した内容から記事の文章を作成すること))
  - ・取材のための出張費 (交通費・宿泊費・滞在費など)
  - ・撮影した写真については役場の移住定住事業での 2 次使用可
  - ・納品後の修正は年 3 回、3 年間対応 (大幅な内容変更は別途相談)校正: 納品までに 3 回以上は行うこと  
構成: 伊江島に移住を検討する 20~40 代の子育て世代向けの移住定住ガイドを企画編集し取材し、各ページの記事のライティング・写真撮影

等を含めて制作すること。

内容は以下のとおり

<移住する前に>

- ・島の概要・アクセス、地域の行事紹介、移住までのステップ
- ・子育て支援
- ・移住相談窓口（情報発信・オンライン相談・体験プログラム）
- ・住宅（移住定住促進住宅ほか、賃貸住宅の情報）
- ・仕事（求人情報の紹介）

<移住したら>

- ・引っ越し手続き
- ・東京圏からの移住者向け移住支援金・伊江村独自の移住応援給付金
- ・行政区の紹介と主な地域活動
- ・先輩移住者紹介（島で活躍している移住者数名をピックアップ）

(8) 納品 : 契約日から2ヵ月（2024年9月中旬を目途）  
インターネットで閲覧またはダウンロードして印刷できるデータで納品

(9) 再委託の禁止

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委託することができない。ただし、特別な事情がある場合は甲の許可を得なければならない。

(10) その他： 本仕様書に定めない事項又は業務に疑義が生じた場合は、発注者と協議の上で進める事とする。